

## 農業機械安全性検査実施規程

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）第14条第1項第1号に掲げる農業等に関する技術上の検査のうち、農業機械（農作業に使われる機械器具（その附属品及び部品を含む。）をいう。以下同じ。）の安全性検査（以下「安全性検査」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (安全性検査を行う組織)

第2条 農研機構が行う安全性検査は、農業機械研究部門（以下「農機研」という。）において行うものとする。

2 理事長は、安全性検査の実施に関する権限を、農業機械研究部門所長（以下「所長」という。）に委任する。

### (安全性検査)

第3条 安全性検査は、依頼による農業機械の型式についての検査及び安全性検査に合格した農業機械が事後においても検査に合格する性能が維持されているか否か等の調査（以下「事後調査」という。）とする。

2 実施する安全性検査は、次の各号に掲げるものとし、各検査の目的は当該各号に定めるとおりとする。

一 安全装備検査 各種農業機械における安全装備について検査し、安全な農業機械の普及を促進して農業機械による事故の防止を図ることを目的とする。

二 安全キャブ・フレーム検査 農用トラクター（乗用型）に装備される運転者を防護する装置の強度や安全空間を確保できるか等について検査を行い、農業機械による転倒・転落事故の重大化を防止することを目的とする。

三 ロボット・自動化農機検査 ロボット農機や自動化農機等の先進的な機械・装置の安全性等について検査し、農業機械による農作業事故を防止することを目的とする。

3 安全性検査の実施方法及び基準は、所長が定める。

4 安全性検査を依頼するため提出する農業機械は、原則として通常製造されたもののうちから抽出されたものとする。

5 前項の農業機械の提出に要する経費は、安全性検査を依頼する者（以下「依頼者」という。）の負担とする。

### (依頼の手続)

第4条 安全性検査の依頼は、所長に対し所長が定める検査依頼書を提出して行うものと

する。

2 検査依頼書には、主要諸元、構造調査表等所長が定める資料を添付するものとする。

(検査手数料及びその納付の方法等)

第5条 安全性検査の実施に要する検査手数料(以下「手数料」という。)は、別表のとおりとする。

2 依頼者は、本部管理本部さいたま管理部長が発行する請求書により、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

(試験省略措置)

第6条 依頼者は、安全性検査を依頼しようとする農業機械が次に掲げるものであって、所長が適当であると認める場合には、安全性検査のために行う試験の一部を省略する措置(以下「試験省略措置」という。)を受けることができる。

一 安全性検査を受けたもの(同時受検するものも含む。)と同等の構造・装備を有する農業機械

二 農用トラクターOECD標準テストコードに基づくテストを受けた農業機械

三 ASABE安全キャブ・フレームテストコードに基づくテストを受けた農業機械

四 EU規則安全キャブ・フレームテストコードに基づくテストを受けた農業機械

五 農業機械一般性能試験実施規程(30規程第168号)に定める農業機械一般性能試験を受けた農業機械

六 依頼者が安全性検査の実施方法及び基準の規定に基づき試験成績書を作成し、提出している農業機械

七 農業機械関連業務技術指導実施規程(15規程第72号)第2条に規定する技術指導を受けた農業機械

(試験省略措置の申請手続)

第7条 前条の規定に基づき試験省略措置を希望する依頼者は、第4条第1項に定める検査依頼を行う際に、所長が定める確認依頼書により、所長に申請するものとする。この場合において、成績の転用を希望するときは、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 前条第2号又は第3号の農業機械にあつては、原型式(同各号に掲げる農業機械であつて、その成績の転用の元となる型式をいう。)のテストレポートの写し

二 前条第5号又は第6号の農業機械にあつては、当該農業機械の種類に係る試験成績書

2 所長は、前項の規定により依頼者から試験省略措置の申請があつた場合には、当該試験省略措置の可否について検討を行い、所長が定める通知書により、その可否を依頼者に通知するものとする。

3 所長は、試験省略措置の可否を検討するに当たっては、必要に応じて、当該試験省略措置の申請があつた農業機械を、指定する場所に提出させることができる。この場合において、依頼者は、当該農業機械の提出に要する経費を負担しなければならない。

4 試験省略措置を希望する依頼者のうち、第1項第2号に掲げる試験成績書を添付する

者は、農機研が当該試験成績書の作成の際に用いた記録及び関係書類の提出を求めたときには、当該記録及び関係書類を提出しなければならない。

(安全性検査の試験省略措置を行う場合の手数料)

第8条 試験省略措置を行う場合の農業機械に係る手数料は、その省略する試験の内容に応じて減額することができるものとし、その額は通知書により依頼者に通知するものとする。

(確認依頼書の記載内容と相違している場合の処置)

第9条 農機研は、試験省略措置を行う農業機械に係る安全性検査のための試験を開始した後、当該農業機械の構造等が確認依頼書の記載内容と相違していると認めた場合には、原則として、当該試験を中止するものとする。

(検査結果の取扱いと安全性検査証票の貼付)

第10条 所長は、安全性検査を実施した結果、その検査に供した農業機械の型式につき、その依頼者に合格又は不合格を通知するとともに、合格に係る農業機械の型式名、検査成績の概要、合格番号、適合する基準の西暦年次及び依頼者の氏名又は名称を農研機構のウェブサイト等で公表するものとする。

2 依頼に係る農業機械の型式が安全性検査に合格し、前項の規定により合格の通知を受けた者又はその一般承継人（これらの者から当該型式の農業機械の製造、販売等の事業に係る営業の譲渡を受けたことその他特別の理由により農研機構の承認を受けた場合には、その承認を受けた者又はその一般承継人とする。）は、当該型式の農業機械に安全性検査に合格したことを示す証票（以下「安全性検査証票」という。）を貼付することができる。

3 安全性検査証票の様式は、所長が定める。

(事後調査)

第11条 農機研は、必要があると認める場合には、安全性検査に合格した農業機械につき、随時、事後調査を行うことができる。

2 所長は、事後調査の結果、前項の農業機械の性能等が第3条第3項の所長が定める基準を満たさないと認めるときは、当該農業機械の型式についての安全性検査の合格の決定を取り消すことができる。

3 所長は、前項の規定による処分をしたときは、これを公表するとともに、当該処分を受けた者は、当該処分に係る型式の農業機械につき、前条第2項の規定による安全性検査証票の貼付をすることができない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、安全性検査の運営等に関し必要な事項は、理事（基盤技術担当）の了解を得て、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日前に現行の規程の廃止に関する規程の一部を改正する規程（30-28規程第63-8号）により廃止した型式検査の実施に関する規程（15規程第69号）による型式検査（農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレームに係るものに限る。）が行われた農業機械については、その成績の転用の元となる型式として試験省略の措置を受けることに関しては、なお従前の例による。

附 則（平成31.4.1 31-4規程第167-1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元.12.9 31-18規程第167-2号）

この規程は、令和元年12月9日から施行する。

附 則（令和2.10.27 02-13規程第167-3号）

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-9規程第167-4号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5.8.7 05-9規程第167-5号）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6.4.1 06規程第167-6号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6.7.8 06-7規程第167-7号）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和7.3.3 06-23規程第167-8号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8.3.23 07-24規程第167-9号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

安全性検査の手数料表

検査の種類・適用機種				1型式当たり 手数料（円）
安全 キャブ・ フレーム 検査	農用トラクター （乗用型）	コードⅠ （大型トラクター）	農機研実施	866,800
			企業内実施	620,400
		コードⅡ （大型トラクター：狭輪距）	農機研実施	866,800
			企業内実施	620,400
		コードⅢ （小型トラクター）	農機研実施	727,100
			企業内実施	486,200
		コードⅣ （フルクローラトラクター）	農機研実施	866,800
			企業内実施	620,400
書類審査のみ （構造変更を伴う追加装着等）				11,000
安検 全 装 備 査	基本経費			227,700
	書類審査のみ（第6条第1号に掲げる農業機械）			83,600
ロボ ット・ 自動 化農 機 検 査	自動化農機	農機研実施	選択試験なし	302,500
			選択試験あり	331,100
		企業内実施	選択試験なし	292,600
			選択試験あり	320,100
	ロボットトラクター	農機研実施	選択試験なし	554,400
			選択試験あり	581,900
		企業内実施	選択試験なし	543,400
			選択試験あり	572,000
	ロボット田植機	農機研実施	選択試験なし	553,300
			選択試験あり	580,800

		企業内実施	選択試験なし	542,300
			選択試験あり	570,900
ロボットコンバイン	農機研実施 検出体 「IS018497:2018」		選択試験なし	554,400
			選択試験あり	581,900
	企業内実施 検出体 「IS018497:2018」		選択試験なし	543,400
			選択試験あり	572,000
	農機研実施 検出体 「IS019206-2:2018 (成人ターゲット)」		選択試験なし	578,600
			選択試験あり	606,100
	企業内実施 検出体 「IS019206-2:2018 (成人ターゲット)」		選択試験なし	567,600
			選択試験あり	595,100
平成29年度までの型式検査（農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレームに係るものに限る。）合格機の安全性検査への基準適合性審査			書類審査のみ	11,000
安全性検査合格機の安全性検査構造変更に係る審査			書類審査のみ	11,000
			書類審査のみ（第6条第1号に掲げる農業機械）	0

- 備考
- 1) 手数料の金額は、消費税相当額を含む金額である。
  - 2) 出張を要する場合は、出張に要する経費として、農研機構が定める旅費規程（18規程第92号）により算定した額の直接経費及び当該直接経費に30%を乗じて得た額（その額が10,000円に満たない場合は10,000円とする。）の間接経費を別途加算する。
  - 3) 本検査を農機研が実施する農業機械の一般性能試験又は農耕作業用自動車等機能確認と併せて実施する場合は、当該手数料と重複経費を減額することができる。